

平成27年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年 3月 3日  
 本日の会議 平成27年 3月 3日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員  | 2番 安部 都 議員   | 3番 内村 博法 議員  |
| 5番 分部 和弘 議員  | 6番 安藤 克彦 議員  | 7番 金子 恵 議員   |
| 8番 川井 哲雄 議員  | 9番 森 謙二 議員   | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員  |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員  | 17番 西田 敏 議員  |
| 18番 河野 龍二 議員 | 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員  |
| 21番 山口 経正 議員 |              |              |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君  
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君               | 副 町 長 鈴木 典秀 君         |
| 教 育 長 黒田 義和 君             | 総 務 部 長 中山 祐一 君       |
| 企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君       | 建 設 部 長 森 浩平 君        |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君       | 教 育 次 長 和泉 嘉彦 君       |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君           | 会 計 管 理 者 松添 高明 君     |
| 総 務 部 理 事 宮崎 望 君          | 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君  |
| 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君     | 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君 |
| 政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君       | 総 務 課 長 古賀 洋 君        |
| 管 財 課 長 迎 英樹 君            | 税 務 課 長 田平 俊則 君       |
| 収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君       | 企 画 課 長 久保平敏弘 君       |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君       | 情 報 管 理 課 長 谷本 清 君    |
| 都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君       | 農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君    |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君           | 健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君   |
| 介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君       | 住 民 課 長 村山 和聡 君       |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君 | 生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君    | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君       |
| 下 水 道 課 長 道端 和彦 君         | 会 計 課 長 山口 利弘 君       |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君  | 監 査 事 務 局 長 森 省二 君    |

会議録署名議員

10番 西岡 克之 議員

11番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時02分

平成27年第1回長与町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年 3月 3日（火）  
午 前 9時30分 開議

諸 報 告

1. 議 長 報 告

2. 行 政 報 告

| 日程 | 議案番号 | 件 名   | 備 考 |
|----|------|---|-----|
| 1  | —    | 会議録署名議員の指名  |     |
| 2  | —    | 会期の決定   |     |
| 3  | —    | 施政方針説明  |     |
| 4  | 1    | 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について                             |     |
| 5  | 2    | 長与・時津環境施設組合規約の変更について  |     |
| 6  | 3    | 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例   |     |
| 7  | 4    | 長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例  |     |
| 8  | 5    | 長与町立保育所条例の一部を改正する条例   |     |
| 9  | 6    | 長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例   |     |
| 10 | 7    | 長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例                                    |     |
| 11 | 8    | 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 |     |

|     |     |  |  |
|-----|-----|--|--|
| 1 2 | 9   | 長与町介護保険条例の一部を改正する条例                          |  |
| 1 3 | 1 0 | 長与町部設置条例の一部を改正する条例                           |  |
| 1 4 | 1 1 | 長与町行政手続条例の一部を改正する条例                          |  |
| 1 5 | 1 2 | 長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例             |  |
| 1 6 | 1 3 | 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例          |  |
| 1 7 | 1 4 | 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例                   |  |
| 1 8 | 1 5 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例        |  |
| 1 9 | 1 6 | 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 |  |
| 2 0 | 1 7 | 長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例                     |  |
| 2 1 | 1 8 | 都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の変更について                 |  |
| 2 2 | 1 9 | 平成26年度長与町一般会計補正予算（第5号）                       |  |
| 2 3 | 2 0 | 平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                |  |
| 2 4 | 2 1 | 平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）       |  |
| 2 5 | 2 2 | 平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）                     |  |
| 2 6 | 2 3 | 平成26年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）                    |  |
| 2 7 | 2 4 | 平成27年度長与町一般会計予算                              |  |
| 2 8 | 2 5 | 平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算                         |  |
| 2 9 | 2 6 | 平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算                        |  |
| 3 0 | 2 7 | 平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算                       |  |
| 3 1 | 2 8 | 平成27年度長与町介護保険特別会計予算                          |  |

|     |     |                                    |  |
|-----|-----|------------------------------------|--|
| 3 2 | 2 9 | 平成 2 7 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算 |  |
| 3 3 | 3 0 | 平成 2 7 年度長与町水道事業会計予算               |  |
| 3 4 | 3 1 | 平成 2 7 年度長与町下水道事業会計予算              |  |
| 3 5 | 3 2 | 長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について            |  |
| 3 6 | 3 3 | 人権擁護委員の推薦について                      |  |
| 3 7 | —   | 長与町議会改革推進調査特別委員会報告                 |  |

平成27年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月3日（火） ～ 3月20日（金） 18日間

| 月 | 日  | 曜 | 時間   | 区分  | 備考   |
|---|----|---|------|-----|--|
| 3 | 3  | 火 | 9:30 | 本会議 | 議長報告、行政報告、施政方針説明<br>議案上程（提案理由説明）                   |
|   |    |   |      |     | （議案調査）   |
|   | 4  | 水 | 9:30 | 本会議 | 一般質問（5名）<br>（午前）西岡議員 ・吉岡議員<br>（午後）安部議員 ・分部議員 ・饗庭議員 |
|   | 5  | 木 | 9:30 | 本会議 | 一般質問（5名）<br>（午前）内村議員 ・安藤議員<br>（午後）堤議員 ・喜々津議員 ・河野議員 |
|   | 6  | 金 | 9:30 | 本会議 | 一般質問（2名）<br>（午前）西田議員 ・金子議員                         |
|   | 7  | 土 | —    | 休 会 |  |
|   | 8  | 日 | —    | 休 会 |  |
|   | 9  | 月 | 9:30 | 本会議 | 議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案）<br>議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）    |
|   | 10 | 火 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 11 | 水 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 12 | 木 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 13 | 金 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 14 | 土 | —    | 休 会 |  |
|   | 15 | 日 | —    | 休 会 |  |
|   | 16 | 月 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 17 | 火 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 18 | 水 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査   |
|   | 19 | 木 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査予備日<br>委員長報告取りまとめ                            |
|   | 20 | 金 | 9:30 | 本会議 | 委員長報告、採決（委員会付託議案）                                  |

◎ 一 般 質 問

| 期日      | 質 問 者 及 び 質 問 項 目   | ページ |
|---------|---|-----|
| 4<br>日  | 西岡 克之 議員<br>① 2014年度補正予算について<br>② 福祉政策について<br>③ 本町の公共事業について                                     | 44  |
|         | 吉岡 清彦 議員<br>① 「まち・ひと・しごと」なる長与創生の取り組みについて<br>② 少子化対策や高齢化対策について<br>③ 道路の整備について                    | 61  |
|         | 安部 都 議員<br>① 幼稚園、保育所、認定こども園の制度と支援策について<br>② 公契約条例（公共工事における賃金等確保条例）の制定について<br>③ リフォーム助成制度の復活について | 74  |
|         | 分部 和弘 議員<br>① 第8次総合計画の推進状況について<br>② 安全安心な街づくりについて<br>③ 被爆70周年の取り組みについて                          | 91  |
|         | 饗庭 敦子 議員<br>① 子育て支援の充実について  | 105 |
| 5<br>日  | 内村 博法 議員<br>① 地方創生について<br>② 農業の課題について<br>③ 学校教育の課題について  | 128 |
|         | 安藤 克彦 議員<br>① 選挙の投票率の現状と向上への取組について<br>② 水資源の有効利用について  | 144 |
|         | 堤 理志 議員<br>① 平成27年度の町の活性化策について<br>② 公共工事入札について  | 160 |
|         | 喜々津 英世 議員<br>① 長崎国体等の総括及びねんりんピックへの取り組みについて<br>② 国体後のスポーツ振興について<br>③ 大村湾の越波対策について                | 176 |
|         | 河野 龍二 議員<br>① 町内道路および交通環境について<br>② 子育て支援について<br>③ 新図書館建設について                                    | 191 |
| 12<br>日 | 西田 敏 議員<br>① 新図書館建設について   | 212 |
|         | 金子 恵 議員<br>① 本町の「地方創生」への取り組みについて<br>② 環境行政について  | 225 |

(開会 9時30分)

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

1の議長報告であります。お手元に配付したとおりでありますので、説明を省略いたします。

次に、本日まで受理した請願はありません。陳情については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり1件で、参考配付といたしております。

次に、2の行政報告の発言を許します。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

改めまして、皆さん、おはようございます。

平成27年第1回長与町議会定例会をお願いしましたところ、議員各位、大変御多用の中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

皆様方におかれましては、今期、4年を経過し、最後の定例会でございますが、この間、町政推進に当たり、御高配、御交情を賜りましたことに心より感謝申し上げます次第でございます。

本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても多くの議案をお願いいたしております。長期間になろうかと思っておりますが、どうぞよろしく御審議をいただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、報告をさせていただきます。まず、時津町と共同で進めてまいりました熱回収施設でございますが、予定どおり昨年末に建設工事を完了し、ことし1月15日の火入れ式を経て、4月からの本稼働へ向け、現在焼却炉の試験燃焼を初めとする機器の試運転を行っているところでございます。町内で処理できることで、これまでの長崎市への運搬に係ります熱燃料費の削減はもとより、処理費用につきましても、DBO方式、公設民営方式を採用したことによりまして、終了までの26年間の平均で毎年おおよそ4,000万円の経費削減を見込んでいるところでございます。あわせまして、4月からは、これまで県外で処理を行ってまいりました可燃性粗大ごみや可燃性残渣などがこの施設で焼却処理することが可能となり、これも大幅な経費の削減となってまいります。これは、平成20年10月に長与町、時津町の一般廃棄物の処理について、総合的かつ効率的に共同処理を行う目的で、長与・時津環境施設組合を設立して以来、およそ6年の年月を費やして、やっと町民の皆様にな納得いただけるような立派な施設が完成の運びとなったものでございます。これも、ひとえに地元自治会、地権者並びに議員各位の御理解と御協力のたまものと感謝申し上げます。

次に、少子化対策として、国、県におきましても力を入れております結婚

相談事業でございますが、本町でも定住人口の増加及び福祉の増進、地域の活性化を目的に昨年の4月から本格的に取り組んでまいっております。現在までの登録者数は、男性38名、女性75人の合計113人となっております。相談員による相談件数は300回を超え、また、お見合い実施の回数は実に47回を数えます。登録者は20代から70代と年齢層も幅広く、これまで2回の趣向を凝らしたイベントを開催いたしました。第1回目のイベントは潮井崎公園でバーベキューを実施し、5組のカップルが誕生しております。また、第2回はJRを貸し切り、大村にありますシュッシュでのソーセージづくりを中心としたイベントを開催しました。誕生したカップルは8組でございます。このほか、登録者の中で年齢を限定し、少人数で食事をしながらゆっくり話す企画も実施をしております。気になります成果でございますが、このたび長与町結婚相談事業を始めて第1号となります婚約されたカップルが誕生いたしましたので御報告をさせていただきます。

次に、先月2月1日でございますが、上長与地区コミュニティー地区づくり部会からの申し出によりまして、ほっとミーティングを開催しております。会場いっぱいに入られたおよそ70名の皆さんと、町が推進する事業で特に関心が高い地区コミュニティーのあり方、学校選択制、長与町コンパクトシティ計画、新図書館などについてざっくばらんな形で意見交換をすることができました。中でもコンパクトシティ構想関連では、交通渋滞の懸念や公共交通機関に関する意見のほか、通学補助のあり方や通学路の整備、子供たちが安全に集まれる場所についてなど、子育て世代の抱える悩みについても貴重な御意見をいただいております。また、今回、町のホームページ上で紹介しておりますが、ほっとミーティングに参加されての率直な感想をいただき非常にありがたく思っているところでございます。

これと同じく、町民の身近な御意見を広くお聞きするものとして、町内6カ所に設けてあります町民提案箱でございますが、多くの御提案、御意見をいただくようになってまいりました。いただいた御提案、御意見につきましては、所管課と協議し、必ず御本人へ回答するようにいたしているところでございます。その他、お手元に配付のとおり、多くの会議、事業がっております。次に載せております5,000万円未満の入札結果とあわせて御参照いただければと存じます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

以上で行政報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、西岡克之議員、11番、岩永政則議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの18日間に決定しました。

日程第3、施政方針の説明を許します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、27年度施政方針について申し上げます。

本定例会におきまして、平成27年度の一般会計を初め、各特別会計、企業会計の当初予算や多くの条例等の議案の御審議をお願いするに当たり、町政の施策に対する所信の一端を申し上げ、議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国におきまして、安倍内閣の経済財政対策により、長年続いた景気低迷からようやく脱却しつつあり、景気は緩やかではありますが回復の兆しが見え始めているようでございます。今後は、地方の隅々まで、国民一人一人がこの景気回復を実感することができるようになることが何より重要であると考えております。

政府は、昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するために、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめたところでございます。この中では、世界に類を見ないスピードで進行している人口減少、超高齢化社会の原因を少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げております。あわせて地方創生を国と地方が一体となり、中長期的視野に立って取り組むため、全自治体に対して具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請しているところでございます。

また、長崎県におきましても、市町に対する県単独事業補助金、国庫補助事業の継ぎ足し補助金等についての徹底した見直しが予定されており、町財政に及ぼす影響は大きいものと考えております。

本町といたしましても、こうした国政や県政の流れを注視しつつ、県の発展のため、町の発展のため、また、町民の皆様が日々の生活を明るく豊かに送れますよう、議会の皆様や町民の方々から多くの御意見、御指導と御協力をいただき、住みたい、住み続けたい、住んでよかった、と言われるような幸福度日本一のまちを目標に、今後も引き続き取り組んでまいります。

本町の平成27年度の予算編成につきましては、高齢化の進展や福祉ニーズ等の増大に伴い、扶助費等の社会保障、福祉関係経費の増加に加え、高田南土地区画整理事業、西高田線街路事業など、投資的経費の増加及びそれらの事業に伴う町債の新規発行も増加傾向でございます。また、それを補う歳入につきましては、現在のところ景気回復の実感もなく、依然として大変厳しい財政状況であり、重要な一般財源である町税や地方交付税についても厳しい状況になるものと思われますので、基金の取り崩し等により予算編成をしているところでございます。今後も、多額の経費を要する事業が続くもの

と考えられ、町債の償還も増加することから、事務事業の効率的な執行を図り、財政の健全性を維持してまいりたいと考えております。

それでは、平成27年度におけます重点施策につきまして、所管ごとに説明をさせていただきます。

まず、総務部でございますが、消防防災関係につきましては、駐車スペース狭隘なために、消防団から強く要望されておりました第6分団の格納庫を高田南土地区画整理事業地内に移設を予定いたしております。

選挙関係では、最も身近な統一地方選挙が執行されます。4月3日告示、12日投票の長崎県議会議員一般選挙、4月21日告示、26日投票の長与町議会議員一般選挙が予定されております。特に長与町議会議員一般選挙は、今後4年間の町政を託す選挙でもございますので、明るい選挙推進協議会と連携し、投票率のアップ等、選挙啓発に努めてまいりたいと考えております。

財政運営につきましては、継続中の事業や老朽化した公共施設のインフラ整備など、多額の財源を必要とする事業が考えられ、今後とも大変厳しい財政運営が続くことが予測されるところでございます。そのような中で、国庫補助等の財源確保を図るとともに、限られた財源で最大の効果を生み出すよう、事業の選択と集中、必要性和緊急性を見きわめ、予算の重点配分を図りながら、財政健全化の堅持に努めてまいります。

税務関係につきましては、最大の課題は収納率の向上でございますが、その一環でありますコンビニ収納を4月から導入することとなり、納税者の利便性の向上にも寄与できるものと考えております。

結婚相談事業につきましては、平成26年度から社会福祉協議会への委託事業として、一組でも成婚につながることを期待し、イベントなどを計画し、出会いの場を提供してきたところでございますが、その成果が見られつつあるようでございます。今後も、引き続き結婚相談事業の充実、推進に努めてまいります。

また、平和事業につきましては、これまで平和コンサートや平和のともしび等を実施してまいりましたが、本年は被爆70周年という節目の年を迎えるに当たり、平和事業の内容の再検討をしてみたいと考えております。

交流人口の増加と町の活性化事業につきましては、その一環として、昨年度初めて開催いたしました長与シーサイドマルシェも実行委員会と連携し、今後もその内容の充実を図ってまいります。

次に、企画振興部でございますが、まちづくりの基本となります長与町総合計画につきましては、平成27年度が現計画の最終年度となりますことから、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちを目指して、平成28年度からの次期計画を策定いたします。さらに、東京圏への人口の一極集中と急速な高齢化により危機的な状況の我が国の人口減少を克服すべく、国が進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略に呼応し、長与町まち・ひと・しごと創生戦略の策定を進めてまいります。

長与町内の情報化の推進につきましては、百合野地区で実施しております

テレビを利用し高齢者の簡易的な見守りと身近な地域情報の発信を柱とする地域支え合いICTモデル事業が事業最終年度となりますことから、効果的な事業の実施及び事業効果の検証を行い、その後の方向性を決定してまいります。

次に、活気があり安全・安心な地域づくりのため、各地区コミュニティの取り組みの支援を行うとともに、自治会への加入促進について、引き続き自治会とともに取り組んでまいります。また、町内に新たな雇用の場を創出し、よりにぎわいのあるまちとしていくため、新規創業者に対する融資制度を創設し、起業しやすい環境づくりに取り組むとともに、町内事業者の経営が持続的で安定したものとなるよう、引き続き商工会と連携を図りながら各種支援事業を行ってまいります。

情報管理部門におきましては、安定的な電算システムの運用管理を一層図るとともに、行政事務の効率化を進め、さらなる行政サービスの向上に努めてまいります。また、平成28年1月から利用が開始されます社会保障・税番号制度へのシステム対応を進めてまいります。

続きまして、生活福祉部でございますが、少子高齢化社会の中におきまして、住民の皆様の福祉と健康と環境を守り、生活と密接なつながりを持つ業務であることを自覚し、昨年5月より実施しております第2、第4土曜日における生活福祉部窓口の一部開庁につきましては、平成27年度も継続して実施するとともに、来庁者等へのアンケートも行い、親しまれ利用しやすい対応を考え、町民サービスの向上に努めてまいります。

児童福祉では、子供が健やかに成長することができる社会の実現のため、子供や子供を養育している方に必要な支援を行うことを目的に、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度移行に伴い、町内に認定こども園が1園、認可保育園が2園、放課後児童クラブが1クラブ、新たに開設いたします。このことにより、教育、保育、子育て支援のさらなる充実を図ります。

介護保険につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間として、長与町老人福祉・第6期介護保険事業計画を策定したところでございます。計画の趣旨としては、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、団塊の世代が75歳を迎える2025年の高齢社会を見据え、介護予防への取り組みや地域包括センターを中心とする地域ケアシステムの構築に向け、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。施策としましては、これまで進めてまいりました高齢者保健福祉サービスの充実、地域支援事業の推進、介護保険制度の円滑な実施をさらに進めて行くとともに、長与町地域包括ケアシステム実現のため、医療、介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援及び介護予防の課題解決に向け計画的に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、町においては、保険料の徴収事務や窓口での申請、届け出事務等を行っており、現在までのところ順調に推移をしております。

今後、高齢者の増加が進む中、健康診断の受診率をさらに進め、早期対応を図ることで医療費の抑制を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、長与町の健康づくり計画第2次健康ながよ21に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、妊娠期から高齢期など、おのこの時期に対応した各種健診や教室、相談等の事業の充実を図りながら、住民とともに予防施策や健康づくり事業の推進に努めてまいります。特に、健康意識の高揚と疾病の早期発見、早期治療を目的に、各種健診の受診率の向上を図るとともに、健康まつりや健康教室等の開催、家庭訪問指導なども行い、効果的な健康に関する情報を提供し、住民の健康増進を支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療費の増加により財政的に厳しい状況が続いています。健診データやレセプト情報などを活用したデータヘルス計画を策定し、効果的な保健事業を実施し、医療費適正化に努めてまいります。

また、徴収業務につきましては、新たに収納推進専門員を配置し、きめ細かい納付交渉や滞納処分等の厳格な納付対策を実施し、収納率の向上に努めてまいります。

環境分野につきましては、循環型社会の構築、低炭素社会の形成を目指して、現在のみならず、将来世代のためにもさらなる資源リサイクルの啓発、促進を図るとともに、ごみの減量化、地球温暖化防止対策などの施策を推進してまいります。

ごみ焼却施設の建設につきましては、地元自治会及び地権者の皆様の御理解と御協力をいただき、順調に工事が進められ、計画どおり27年4月の稼働予定となっております。

ゴミの減量化につきましては、生ごみ減量、適正な分別の周知を保健環境連合会及び環境サポーターとの連携を密にし、より一層の推進を図ってまいります。

資源化物の拠点回収につきましては、高齢者等のゴミ出し弱者支援事業の充実、より取り組みやすい拠点回収に向けて、常設の回収拠点の増設を行うなど、より取り組みやすい拠点回収に向けての改善及び検討を行いながら、町民との協働の観点から現在の回収方法を継続してまいります。

また、環境問題の啓発及びリサイクルの推進を図るために、町内で回収された牛乳パックを再生利用した啓発用トイレットペーパーを町内小・中学校等の公共施設での使用及び各種のイベントでの配布してまいりましたが、引き続き実施し、さらなるリサイクル意識の向上を図ってまいります。

そして、再生可能エネルギー等の活用による災害に強いエネルギーシステムの導入を図るため、国のグリーンニューディール基金事業を活用し、27、28年度の2カ年で長与小学校に太陽光発電及び蓄電設備の設置を計画しているところございます。さまざまな形で日々の生活と密接なつながりを持つ環境行政においては、町民の皆様の御理解、御協力が不可欠であり、御意見にも真摯に傾聴しながら環境行政のさらなる充実に努めてまいりたいと考え

ております。

次に、建設部でございますが、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や農産物価格の長期低迷による農業収入の低下、農業経営の不安による後継者の他産業への流出等、依然として厳しい状況にあります。本町の農業におきましても、農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地が発生しております。また、輸入農産物の増加、燃料等の高騰により、農業所得が減少し経営は依然として厳しい状況でございます。このような中、平成26年度より、長与町農業支援センターの設置を行い、農業者等への総合的な窓口として、規模拡大、縮小等に関する相談や補助事業についての相談など、農業の活性化の支援を積極的に行ってまいります。また、耕作放棄地発生防止対策としての日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払い事業や多面的機能支払い事業（旧農地・水保全管理支払い事業）を今後も進めるとともに、かんきつの優良品種更新事業、ブランド商品生産対策事業を継続して行い、新たな農産物についても県央振興局と連携を図りながら技術的支援を行ってまいります。また、直売所での販売を目的とした野菜等の苗購入補助である畑作物拡大事業や落葉果樹の苗木購入補助事業などにより、農業所得の向上を目指します。

水産業の振興につきましては、ヒラメ等の稚魚放流事業や浅場等の持つ多面的機能の効果的、効率的な発揮に資するため、水産多面的機能発揮対策事業を継続して推進してまいります。

次に建設関係ですが、町道に架設されている全ての橋梁の長寿命化修繕計画の完成に伴い、計画書により随時安全確保に努めてまいります。また、安全で快適な地域社会事業につきましては、安心・安全な利用を行うために、経年劣化によるのり面の補修を行ってまいります。町道の維持管理に関しましては、補修を必要とする路線が年々増加しております。パトロール等を実施し、緊急性のある路線から優先的に実施いたします。

町営住宅に関しましては、長寿命化計画に基づき、年次ごとに詳細点検、補修設計を行い早期の修繕によるコストの削減に努めてまいります。

県が施行する県道長崎多良見線の道路整備事業につきましては、早期完成に向け、昨年引き続き県への働きかけを行ってまいります。

また、中尾城公園を初めとする都市公園等は、憩い、安らぎの場として多くの町民の方々に利用されており、より一層の維持管理に努めてまいります。

都市計画道路西高田線につきましては、昨年引き続き、役場前の橋梁工事及びフォーレツインキャッスルの裏の切り土工事を行い、早期完成に向け事業推進を図ってまいります。

高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により、地権者の方々には大変御迷惑をおかけしておりますが、早期完成に向け努力してまいります。

次に、教育委員会でございますが、教育の町長与のさらなる充実を目指して、次のような内容に取り組んでまいります。

まずは、教育環境の整備に関しましては、長与小学校体育館のつり天井撤

去工事を行います。これは、東日本大震災で甚大な天井脱落被害が発生し、つり天井の危険性が改めて認識されたことを受け、国の指導により学校施設の非構造部材の総点検を実施した結果に対応するものでございます。また、老朽化している学校施設の設備、機器等につきましても、安全に関するものから優先的に対応し、施設の安全確保に努めてまいります。

I C T教育の推進につきましては、小学校では、今年度4年ごとの教科書改訂が行われるため、デジタル教科書並びに指導書を購入します。また、中学校では、長与第二中学校、高田中学校に電子黒板を増設し、それらの効果的な活用を図りながら、児童生徒の一層の学力向上に役立ててまいります。

給食関係では、給食共同調理場の炊飯システムの更新を行うとともに、給食単独校の食器の買い替えなど、衛生面におきましても、改善に努めます。

次に、生涯学習の推進につきましては、心豊かな地域づくり、人づくりを目指し、公民館活動を初めとする各種事業の一層の充実を図り、町民の生涯学習意欲に応えてまいります。

青少年の健全育成では、有害図書等に関して、書店やコンビニエンスストアなどへの立入調査を実施するとともに、白ポストのさらなる活用を呼びかけ、子供たちを取り巻く社会環境の浄化に努めてまいります。

また、図書館サービスでは、図書館におけるビジネス支援の一環として、雑誌スポンサー制度の導入など、新しい取り組みによるサービスの向上、充実を図ってまいりたいと考えております。

文化面におきましては、本町に伝わる郷土芸能、なぎなた踊りのデジタルアーカイブ化を予定しており、後継者不足などの課題に対応するとともに、昨年に引き続き文化講座を開催し、町内に残る遺跡や史跡への理解を通じて、長与の良さを知り、郷土に対する愛着を深めてまいりたいと考えております。また、陶芸の館に電気窯を増設し、利用者の増加に対応するとともに、創作文化活動の一層の普及に貢献してまいります。

次に、スポーツ振興でございますが、小学生スポーツ教室、スポーツ講習会、町民体育館講座を継続的に開催し、生涯スポーツの普及促進を図るとともに、町民ソフトボール大会や町民体育祭など、町民一人一人がスポーツに親しめる機会の提供に努めてまいります。また、環境の整備、充実を図るため、スポーツ振興くじの助成金を活用したテニス広場の整備工事を予定しております。さらに、運動広場につきましても、10年ごとの大規模改修を実施し、第4種公認陸上競技場認定の更新手続を行います。

最後に、水道局でございますが、水道事業は、住民生活の快適な暮らしや、社会活動に不可欠なものとなっており、安全で良質な水を安定供給することを最大の使命として取り組んでおります。平成27年度におきましては、老朽化した水道施設の計画的な更新、道路改良等に伴う水道管布設工事及び水源拡充に伴う水道施設整備を実施し、効率的な施設利用及び水源確保に努めてまいります。また、水質管理並びに漏水防止対策についても充実を図り、適切な維持管理を行い、効率的な水道事業経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、施設が安定的な使用できるよう、汚水管渠の

清掃、マンホールポンプ場の点検及び修繕を適切に行います。また、下水道施設の老朽化に伴い、長寿命化計画を策定し、改築更新事業を計画的に進めてまいります。さらに、浄化センターの適正な管理運営に努め、放流水の水質管理に努めてまいります。

以上、大変長くなりましたが、平成27年度の町政運営の一端を御説明させていただきましたが、今後とも住民の福祉向上とさらなる町の発展に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。議会を初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これで施政方針説明を終わります。

場内の時計で10時10分まで休憩します。

(休憩9時59分～10時10分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第1号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、日程第5、議案第2号、長与・時津環境施設組合規約の変更について、日程第6、議案第3号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例、日程第7、議案第4号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例、日程第8、議案第5号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第6号、長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例、日程第10、議案第7号、長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、日程第11、議案第8号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、日程第12、議案第9号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第10号、長与町部設置条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第11、長与町行政手続条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第12号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第14号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第16号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第17号、長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第18号、都市計画道路西高田線橋梁下部土工事請負契約の変更についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、議案第1号から第18号までの提案理由を御説明を申し上げます

す。

まず、議案第1号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

本議案は、長崎県南部公益水道企業団が平成27年3月31日をもって長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。規約の変更点につきましては、特別議決に関する規定を追加するとともに、別表第1の組合を組織する組合市町村及び別表第2の組合の共同処理する事務等団体を改めるもので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第2号、長与・時津環境施設組合規約の変更について。

本議案は、長与町斉藤郷に新しく建設中のごみ焼却施設であるクリーンパーク長与が、平成27年4月1日から稼働することにあわせて、同施設内管理棟に組合事務所を移転することに伴い、長与・時津環境施設組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更点につきましては、第4条において、組合の事務所の位置を時津町内から長与町内へ改めるもので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第3号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例について、長与中央地区都市再生整備計画事業の基幹事業として整備を進めております（仮称）多目的広場は、現在、順調に進捗しているところでございます。つきましては、3月中に完成し、4月から供用を開始する予定としておりますが、地方自治法244条の2の規定により、当該施設の設置及び管理に関する条例を新しく制定する必要が生じたので御提案申し上げます。

それでは、本条例の主な内容を御説明いたします。

第2条の規定につきましては、本施設は、さきに述べました長与中央地区都市再生整備計画事業の目標の一つであります、スポーツレクリエーション及び交流の機会の提供に寄与するために設置するものでございます。

第3条では、施設の名称を大村湾沿いの国道207号の愛称、長与シーサイドストリートにちなみ、長与シーサイドパークとし、位置を長与町岡郷614番地10の11と規定しております。

第4条では、施設の構成を各種スポーツ活動等が行える人工芝舗装のフットサルコート、スポーツ活動または催し物などが行えるクレイ舗装のイベント広場及びミニイベント広場、施設利用者の駐車場について規定しております。

第6条及び第7条は、行為の制限及び禁止についての規定で、長与町都市公園条例と同様の内容としております。

第8条及び第9条では、占用して利用する場合の許可及び利用の禁止または制限について規定しております。

第10条は、行為または利用の許可を受けた際に徴収する使用料について

規定するものです。

第11条から第18条までは、使用料の減免、使用料の返還、特別の設備等、権利の譲渡等の禁止、許可の取り消し等、原状回復、損害賠償、罰則について規定するものです。

別表第1では、行為の使用料について、長与町都市公園条例と同様の金額で規定しております。

別表第2では、長与町都市公園条例の有料公園施設を参考に利用の使用料を規定しております。なお、長与町民が利用する場合は、他の公共施設と同様に使用料を徴収しないこととしております。

附則でございますが、施行日を平成27年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第4号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例について、現行制度では、町立高田保育所の保育料は、児童福祉法第56条第3項を根拠に徴収しておりますが、子ども・子育て支援法施行に伴い、新制度では、保護者との直接契約となり、利用者負担という考え方に変わります。そのため、本条例において、高田保育所における利用者負担についての徴収根拠を定めるものでございます。

第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では、本条例で使用する用語の意義を規定しております。

第3条では、利用者負担額について、政令で定める額を限度として町長が定める額と規定しております。

第4条では、高田保育所における利用者負担額の徴収について規定しております。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を平成27年4月1日と規定しております。

次に、議案第5号及び第6号について、今回の条例の改廃は、子ども・子育て支援法の施行による児童福祉法の改正によるものでございます。

議案第5号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例は、第1条の設置の目的について、児童福祉法の文言に合わせ、規定を整理するものでございます。

議案第6号、長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準について、その根拠である児童福祉法第24条の条例委任の規定がなくなり、新制度では内閣府令で定められるため、長与町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

なお、それぞれの条例の附則において、施行日を平成27年4月1日と規定しております。

次に、議案第7号及び第8号について。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法により、介護保険法の一部が改正されたことに伴うものでございます。

初めに、議案第7号、長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関す

る基準を定める条例は、これまで国の基準で定められていた地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を新たに町の条例で定めるものです。

第1条では趣旨、第2条で運営に関する基準、第3条では人員に関する基準として、標準の職種と員数のほか、地理的条件等により地域包括支援センターを設置する必要が地域包括支援センター運営協議会で認められた場合に関する規定をそれぞれ定めております。

次に、議案第8号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、これまで国の基準で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を新たに町の条例で定めるものでございます。

第1章の第1条から第4条までは、総則として、趣旨、基本方針、申請者の条件を規定しております。

第2章の第5条、第6条では、人員に関する基準として、従業者の員数、管理者を規定しております。

第3章の第7条から第31条までは、運営に関する基準として、利用者に対する重要事項の説明及びその方法と利用者の同意、情報提供拒否の禁止、責務、運営規程、秘密保持、事故発生時の対応など、利用する場合における事業所等の基準を規定しております。

第4章の第32条から第34条までは、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、指定介護予防支援の基本、具体的取り扱い方針、介護予防支援の提供時の留意点を規定しております。

第5章では準用規定、第6章では委任について規定しております。

なお、それぞれの条例の附則において、施行日を平成27年4月1日と規定しております。

次に、議案第9号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例について、長与町の介護保険事業につきましては、介護保険法の規定により、3年で1期となる事業計画により運営しており、平成26年度は第5期の最終年度となっております。今回、平成27年度から29年度までの3カ年の事業計画を策定するに当たり、サービス見込み量等を推計し、介護保険運営協議会において5回の審議を重ねていただき、長与町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画を作成いたしました。この計画に基づき、介護保険料の改正について提案するものでございます。今回は、介護保険法の改正に基づく介護保険法施行令の改正により、これまで国の標準保険料段階が6段階であったのが、平成27年度より9段階となったため、条例第14条を全部改正するものでございます。

第14条第1項では、適用期間を平成27年度から平成29年度までとし、第1項第1号から第9号までに掲げる第1号被保険者の保険料の額をそれぞれ改定するものでございます。

第2項から第5項までは、第1項第6号から第9号までの施行令各号のイ

の町が定める範囲の額を定めるものでございます。

第18条第3項では、施行令改正に伴い、これまでの6段階での適用を9段階までに変更するものでございます。

また、附則に加える4項については、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を規定するものでございます。

附則第7項として、訪問、通所、生活支援、介護予防事業は平成29年3月31日までの間に、第8項から第10項までは、医療・介護連携、被保険者の自立のための体制整備及び認知症に対する総合的支援は平成30年3月31日までの間に実施する旨の規定を追加するものでございます。

なお、附則につきましては、第1項において、本条例の施行期日を平成27年4月1日といたしております。

第2項においては、経過措置として、平成26年度分までの保険料を従前の例によることと規定をしております。

次に、議案第10号、長与町部設置条例の一部を改正する条例について。

今回の改正は、第2条第2号の企画振興部が分掌する事務のうち、クの国民体育大会に関するものを削るものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を平成27年4月1日と定めるものでございます。

以上が本議案の内容でございますが、昨年10月と11月に開催しました長崎がんばらんば国体及び長崎がんばらんば大会の際には、ボランティアの皆様、小・中学校及び高校の児童生徒並びに学校関係者の皆様、町議会の皆様、そして自治会関係者を初め、多くの町民の皆様に絶大な御支援、御協力を賜り、両大会が成功裏に終了することができました。この場をおかりし、改めてお礼を申し上げるところでございます。

次に、議案第11号、長与町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、本条例は、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点についてでございますが、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するため、新たな第33条第2項として、行政指導時に許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときの根拠等の明示義務、第34条の2として、行政指導の中止等の求め、第34条の3として、処分等の求めに関する規定をそれぞれ追加するとともに、あわせて条文の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日については、平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第12号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

消防団員の報酬及び費用弁償は、従来より普通交付税の基準財政需要額に設置された額を参考に決定いたしておりますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で要請されている、消防団員の処遇の改善を図るため、出動手当の額を改定させていただくものでございます。

改正点といたしましては、出勤手当の支給区分を3区分から1時間未満を廃止し、2区分へ整理するとともに、4時間未満を200円増額し2,500円、4時間以上を300円増額し4,500円とするものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成27年4月1日と定めるものでございます。

次に、議案第13号及び第14号について、議会議員並びに町長及び副町長の期末手当の支給割合は一般職職員と同じ水準であり、県内市町の中では低い水準となっております。この支給割合を近隣市町の水準程度に引き上げるため、条例を改正するものでございます。

まず初めに、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

主な改正点は、第5条第2項の期末手当の支給割合を6月は100分の140、12月は100分の160にそれぞれ改め、あわせて条文の整理を行うものでございます。

次に、議案第14号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

主な改正点は、第3条第4項の期末手当の支給割合を6月は100分の140、12月は100分の160にそれぞれ改めるものです。

なお、それぞれの条例の附則において、施行日を平成27年4月1日と規定しております。

続きまして、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

今回の改正は、社会福祉並びに高齢者及び障害者福祉の分野における必要な職の人材確保を図るため、介護相談員、介護相談訪問看護師、障害者相談支援専門員、ひばり学級療育指導員、原爆被爆者健康生活相談員の報酬額をそれぞれ改正するものでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、一部を除き本年4月1日に施行されることとなっております。その内容は、教育分野における政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行うためのものです。新制度は、教育委員会委員長と教育長を一本化した常勤の特別職である新教育長が設置されることで教育委員会委員長の職が廃止されます。これに伴い、条例別表中の長与町教育委員会委員長に係る規定を削るものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日としておりますが、経過措置として、教育委員会委員長に係る部分は、現教育長の委員としての任期中は適用せず、改正前の規定が効力を有するものと定めております。

次に、議案第16号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について。

本条例は、議案第15号で申し上げましたとおり、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新制度では、教育委員会委員長と教育長を一本化した常勤の特別職である新教育長が設置されることに伴い、所要の改正を行うものです。また、教育長の期末手当の支給割合は一般職職員と同じ水準であり、県内市町の中では低い水準となっております。この支給割合を近隣市町の水準程度に引き上げるため、当該支給割合を改正するものでございます。

主な改正点は、第3条第4項の期末手当の支給割合を6月は100分の140、12月は100分の160にそれぞれ改めるものです。

第7条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項で職務専念義務が定められることに伴い、免除規定を追加するものでございます。

第1条、第3条3項及び第6条の改正は、条文の整理を行うものです。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日としておりますが、経過措置として、現教育長の委員としての任期中は、第1条、第3条第3項及び第7条の規定は適用せず、それぞれ改正前の規定が効力を有するものとしております。

次に、議案第17号、長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について。

本条例は、議案第15号で申し上げましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新制度では、教育委員会委員長と教育長を一本化した常勤の特別職である新教育長が設置されることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点としましては、本則の長与町教育委員会委員の定数を5名から4名に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日としておりますが、経過措置として、現教育長の委員としての任期中は改正前の規定が効力を有するものとしております。

次に、議案第18号、都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の変更について。

今回の議案は、平成26年第2回長与町議会定例会の平成26年6月13日に議決いただきました請負契約につきまして、当初請負契約額9,817万9,560円を319万8,960円増額し、契約額を1億1378,520円として請負契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、都市計画道路西高田線の起点に当たる役場前の町道長与中央線より長与川をまたぎ県道東長崎長与線へ架設する橋梁、橋長38.0メートル、幅員21.0メートルのうち、県道東長崎長与線側の橋台1基と橋梁中央部の橋脚1基の施工及び県道東長崎長与線側の橋台を施工する際の迂回道路の施工を行っているものでございます。

今回の変更概要としましては、河川管理者との協議の結果、河川内への仮設進入路の撤去工事の追加、護岸の復旧をコンクリートブロックから環境に

配慮した多自然型ブロックへと変更することに伴い、請負金額が変更となっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩 10時35分～10時40分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入るに先立ち、お手元に配付された資料について、訂正の申し出があつておりますので許可します。

議会事務局長。

議会事務局長 (濱口 務君)

皆様のお手元に配付をいたしております議事日程の中で、日程11、議案番号8号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、基準を定める条例に基準等ということで「等」を加えて訂正をいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 (山口経正議員)

ほかに皆様からありませんか。

日程第22、議案第19号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第5号)、日程第23、議案第20号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第24、議案第21号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、日程第25、議案第22号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第26、議案第23号、平成26年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、引き続き提案をさせていただきます。

議案第19号から第23号までの提案理由を御説明を申し上げます。

まず、議案第19号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第5号)について、予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億2,101万2,000円を減額いたしまして、補正後の総額を125億822万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。

歳入の1款町税では、町民税、固定資産税、町たばこ税及び都市計画税の現年課税分及び滞納繰り越し分を増額計上いたしております。8款地方特例交付金は、交付額の決定による計上。9款地方交付税は、交付額の予算未計上分を計上いたしました。11款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金

(保育料)を増額計上いたしております。13款国庫支出金では、保育所運営費負担金、社会保障・税番号システム改修費補助金の増額計上、平成25年度国の補正予算(第1号)に計上された公共事業の地方負担額を基礎に交付される、がんばる地域交付金を新規で計上いたしております。また、活力創出基盤整備総合交付金、住宅・建築物耐震改修事業補助金など、国庫補助金の交付予定額により減額計上をいたしております。14款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、保育所運営費負担金、放課後児童クラブ環境改善事業補助金、安心こども基金事業費補助金、緊急雇用創出事業補助金、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、長崎県建築物耐震化事業補助金、個人県民税徴収取扱費委託金、市町村権限移譲等交付金などを実績見込み及び交付予定額により増額、減額計上いたしております。15款財産収入では、財政調整基金を初め、各基金の運用収入を増額計上いたしております。16款寄附金では、社会福祉費寄附金2件、ふるさと長与応援寄附金7件、合わせて9件の御寄附について計上させていただきました。17款繰入金では、財政調整基金、減債基金、義務教育施設整備基金など、4基金の繰入金を減額計上いたしております。18款繰越金は、予算未計上分の一部を残し計上いたしております。19款諸収入には、後期高齢者医療健康診査受託費、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金清算金、退職手当旧負担金制度の差額調整金などを計上いたしました。20款町債では、国庫支出金の交付予定額により各事業の事業費の変更、特定財源の調整などに合わせた補正額を計上いたしております。

続いて、4ページからの歳出の主なものを御説明いたします。

1款議会費では、費用弁償費の減額。2款総務費では、地域情報等発信事業委託料の減額、公共施設等管理公社補助金の減額、財政調整基金など各基金への積立金の増額、電子計算機及び周辺機器等リース料の減額。3款民生費では、長与町社会福祉協議会運営補助金の増額、放課後児童クラブにおける環境改善事業補助金の減額及び運営費補助金の増額、各保育園運営費補助金、一時預かり事業補助金及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の増額、後期高齢者健康診査委託料、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額及び医療療養給付費負担金を減額計上いたしております。4款衛生費では、じんかい車リース料などの減額補正。6款農林水産業費では、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を減額計上いたしました。7款商工費では、信用保証料補給補助金の減額などを計上いたしました。8款土木費では、国の補助事業である市街地整備総合交付金事業の事業費調整に係る補正、橋りょう維持補修工事費の減額、西彼中央土地開発公社が所有する土地の購入費及び土地区画整理事業特別会計繰出金の減額、街路事業費の事業費調整に係る減額、不用額見込みによる耐震診断補助金の減額などを計上いたしております。

5ページの9款消防費では、広域消防事業負担金の減額。10款教育費では、各基金への積立金の増額、舞台技術及び業務管理委託料を減額計上いたしております。12款公債費では、地方債に係る元金及び利子の最終見込みによる補正を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費では、3款民生費、2項児童福祉費の保育所緊急整備事業補助金、以下4件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰り越し予定額をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正では、公用車リース料、以下3件の変更とじんかい車リース料、以下2件の廃止をお願いいたしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。第4表地方債補正では、土地区画整理事業、以下5件について限度額の変更及び消防施設整備事業の廃止をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。議案の後に、平成26年度長与町一般会計補正（第5号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照ください。

次に、議案第20号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ401万6,000円を減額いたしまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,409万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料、普通徴収保険料について最終見込み額で計上させていただいております。既定額3億4,588万9,000円から521万2,000円減額し、補正後の保険料総額を3億4,067万7,000円としております。3款1項一般会計繰入金、補正額119万6,000円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う増額を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金を401万6,000円減額計上いたしております。これは、広域連合に対する納付金のうち、保険料の減額見込みと保険基盤安定負担金の増額に伴うものでございます。

以上が今回の補正の内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

次に、議案第21号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,666万7,000円を減額いたしまして、補正後の総額を8億7,580万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入について御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。1款1項国庫補助金9,202万5,000円、2款1項県補助金

1,630万、4款1項一般会計繰入金5,834万2,000円を補助事業費の確定に伴う変更並びに職員の異動に伴う人件費等の変更に伴い減額計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。3ページをお開き下さい。1款1項都市計画費1億6,606万8,000円、2款1項公債費59万9,000円を減額計上いたしております。これは、歳入で御説明いたしました補助事業費の確定に伴う変更による県事業委託料の減額と職員の異動に伴う人件費等の減額によるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。繰越明許費として、高田南土地地区画整理事業で2億8,400万余をお願いいたしております。主な内容につきましては、工事2件となっております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第22号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第2条収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益、第1項営業利益を1,850万円の減額補正を行い、総額を7億7,528万9,000円といたしております。これは、給水収益の減収によるものでございます。近年の水需要は、節水型家電の普及のみならず、資源循環型社会の定着による節水意識の高まり、平成26年度4月からの消費税増税による経済的自己防衛等により減少傾向にあります。そのような中、さらなる減収の要因となったのが、昨年7月から8月の長雨であり、8から10月までの給水収益は前年同期のマイナス920万円、26年4月から27年1月までの給水収益減少累計額は、前年度と比較してマイナス1,350万円となったことから、営業収益の減額を行うものであります。

以上が、今回の補正の内容でございます。

次に、議案第23号、平成26年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）について、予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、第2条、収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益を533万6,000円の増額補正を行い、収益総額を11億1,851万6,000円といたしております。主なものは、長期前受け金戻し入れの増額でございます。また、支出におきましては、第1款下水道事業費の1,889万円の減額を行い、費用総額を9億3,294万円といたしております。主なものは管渠費、処理場費の減額及び職員給与費の減額でございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入では、850万円を減額し、総額を3,773万3,000円といたしております。これは、国庫補助金の要望額に対し交付決定額が下回ったためでございます。また、支出につきましては、第1款資本的支出を2,141万3,000円の減額を行い、総支出額を3億4,532万8,000円といたしております。主な内容は、国庫補助金の交付決定額が過少となったことに伴い、建設改良費の減額を行ったことでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億759万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額 3 4 8 万 8, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 5, 9 8 7 万 6, 0 0 0 円及び減債積立金 2 億 4, 4 2 3 万 1, 0 0 0 円で補填する予定としております。

予算書の 2 ページをお開き願います。第 4 条、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、1、職員給与費を 6 5 6 万 6, 0 0 0 円減額し、7, 6 7 9 万 8, 0 0 0 円といたしました。人事異動に伴うものが主なものでございます。

以上が、今回の補正予算の主な内容でございます。

なお、議案の後に、長与町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書を添付いたしております。

以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で 1 1 時 1 0 分まで休憩します。

(休憩 1 0 時 5 6 分～1 1 時 1 0 分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 2 7、議案第 2 4 号、平成 2 7 年度長与町一般会計予算、日程第 2 8、議案第 2 5 号、平成 2 7 年度長与町駐車場事業特別会計予算、日程第 2 9、議案第 2 6 号、平成 2 7 年度長与町国民健康保険特別会計予算、日程第 3 0、議案第 2 7 号、平成 2 7 年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 3 1、議案第 2 8 号、平成 2 7 年度長与町介護保険特別会計予算、日程第 3 2、議案第 2 9 号、平成 2 7 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算、日程第 3 3、議案第 3 0 号、平成 2 7 年度長与町水道事業会計予算、日程第 3 4、議案第 3 1 号、平成 2 7 年度長与町下水道事業会計予算、日程第 3 5、議案第 3 2 号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第 3 6、議案第 3 3 号、人権擁護委員の推薦についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、議案第 2 4 号から第 3 3 号までの提案理由を御説明を申し上げます。

まず、議案第 2 4 号、平成 2 7 年度長与町一般会計予算について、予算書の 1 ページをお願いいたします。平成 2 7 年度一般会計予算の総額を 1 1 7 億 3, 9 8 2 万円といたしております。この予算規模は、平成 2 6 年度に比べて 4 億 7, 2 0 5 万 2, 0 0 0 円、率にしておよそ 3. 9 % の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2 ページから 7 ページまでの第 1 表、歳入歳出予算に掲載しておりますが、その主なものを御説明いたします。歳入の 1 款町税は、4 2 億 1, 0 4 6 万 4, 0 0 0 円を計上いたしました。前年度比 4, 2 8 3 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。個人及び

法人町民税の減額と評価がえに伴う固定資産税の減額が主な要因でございます。2款地方譲与税から8款地方特例交付金までについては、平成25年度決算額及び平成26年度の歳入状況を考慮し、合わせて1億8,099万9,000円の増額で計上いたしました。

3ページの9款地方交付税と10款交通安全対策特別交付金は前年度同額を計上いたしております。11款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など、2億7,917万7,000円を計上いたしております。前年度比2,158万7,000円の増額でございます。これは、児童福祉費負担金の増額が主な要因でございます。12款使用料及び手数料では、都市計画使用料、住宅使用料やごみ・し尿収集手数料など、合わせて1億4,997万1,000円を計上いたしました。前年度比555万6,000円の増額でございます。13款国庫支出金は、15億9,750万円を計上いたしました。前年度比5,365万2,000円の増額でございます。これは、制度改正に伴う保育所運営費負担金及び臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金の増額が主な要因となっております。14款県支出金は、9億4,077万2,000円を計上いたしております。前年度比1億5,890万3,000円の増額計上であります。内容は、保育所運営費負担金、安心こども基金事業費補助金の増額などが主な要因となっております。15款財産収入は、128万円で、前年度比1,096万3,000円の減額計上となっております。普通財産売り払い収入の減が要因であります。

4ページをお願いいたします。16款寄附金は、前年度と同額計上でございます。17款繰入金は、1項特別会計繰入金のほか、2項財源調整として財政調整基金、減債基金からの繰り入れと特定目的基金からの繰り入れを合わせて7億3,851万円を計上いたしております。前年度比4億1,526万9,000円の減額で、財政調整基金及び減債基金を前年度比4億8,052万9,000円減額している一方、地域福祉ボランティア基金の繰り入れを増額したことが主な要因でございます。18款繰越金は、前年度と同額計上でございます。19款諸収入では、1億3,973万6,000円を計上いたしました。前年度比1,011万円の増額計上であります。小規模企業創業支援資金預託金元利回収金の新規計上が増額の主な要因でございます。20款町債は、11億2,490万円を計上いたしました。4億3,379万4,000円の減額となっております。これは、借換債の発行の減が主な要因でございます。

次に5ページからの歳出につきまして、主な内容を御説明申し上げます。1款議会費では、1億5,255万7,000円の計上で、前年度比1,079万3,000円の減額となっております。主な要因は、議員定数の減に伴うものでございます。2款総務費は、14億581万6,000円で、前年度比1億2,460万5,000円の減となっております。主な増減は、1項総務管理費で国民体育大会推進事業費の廃目4項選挙費で県議会議員及び町議会議員一般選挙費の新規計上、5項統計調査費で国勢調査に係る経費の増

額計上でございます。3款民生費は、43億4,391万4,000円で、前年度比4億8,893万1,000円の増となっております。1項社会福祉費の国民健康保険費及び臨時福祉給付金給付事業費の増額計上、2項児童福祉費の児童福祉総務費及び児童福祉運営費の増額が主な要因であります。4款衛生費は、8億9,363万9,000円の計上で、前年度比1億7,504万8,000円の減となっております。2項清掃費で、長崎市へ委託しておりますごみ処理費の減額が主な要因でございます。5款労働費は、3,511万2,000円で、前年度比101万1,000円の増額計上でございます。6款農林水産業費は、1億9,333万3,000円で、前年度比44万7,000円の減額計上でございます。1項農業費の農業総務費を減額する一方、農業振興費を増額計上いたしております。

6ページをお願いいたします。7款商工費は、6,447万3,000円で、前年度比1,035万7,000円の増額計上でございます。1項商工費の商工振興費で小規模企業創業支援資金預託金の新規計上が主な要因でございます。8款土木費は、17億5,274万8,000円で、前年度比3億6,041万7,000円の減額計上でございます。主な要因は、2項道路橋りょう費及び5項都市計画費の減額計上でございます。9款消防費は、4億4,398万7,000円で、前年度比2,898万5,000円の増額計上をいたしております。消防施設費での消防格納庫建設に係る経費の計上が増額の主な要因であります。10款教育費は、11億3,546万6,000円で、前年度比7,476万8,000円の増額計上となっております。主な増減は、2項小学校費の屋内運動場整備工事、7項保健体育費の体育施設整備工事の増額及び共同調理場給食調理器具の取りかえ工事費を新規計上する一方、4項幼稚園費の就園奨励費補助金を減額したものが主な要因となっております。11款災害復旧費では、1,160万8,000円で、前年度と同額計上となっております。

7ページの12款公債費では、12億8,716万6,000円の計上で、前年度比4億479万4,000円の減額計上であります。平成26年度に計上した借りに伴う起債償還分がなくなったことによる減額分が主な要因でございます。13款諸支出金及び14款予備費は、前年度同額を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為では、公用車リース料、以下10件について、期間及び限度額を定めております。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債では、土地区画整理事業、以下6件について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に、平成27年度長与町一般会計予算に関する説明書を添付いたしております。また、平成27年度長与町一般会計予算にかかる主要な施策に関する説明書につきましても、あわせて御参照をいただきます。

次に、議案第25号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算について、予算書の1ページをお開き願います。平成27年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ697万6,000円とするものでございます。この予算額は、前年度より10万3,000円、1.5%の減額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金の借り入れ最高額は500万円と定めております。

それでは、歳入につきまして説明いたします。2ページをお開き願います。歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料、1項使用料697万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。3ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費は、667万5,000円を計上いたしておりますが、駐車場管理委託料が主なものがございます。2項繰出金は、存目としております。2款予備費は、30万円を計上いたしております。なお、本予算の内容につきましては、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと思います。

次に、議案第26号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算について、予算書の1ページをお開きください。第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,081万6,000円と定めるものでございます。この予算額は、前年度より12.3%の増額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条の一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、歳入から御説明いたします。予算書の2ページをお開き願います。1款国民健康保険税は、前年度比0.8%の増額を見込み、計上いたしております。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、医療費や後期高齢者支援金などの支出見込み額により算定したものです。2項国庫補助金は、前年度比12%の増で計上いたしております。これにつきましては、財政調整交付金のうち、調整対象需要額と調整対象収入額の差が大きくなるため、普通調整交付金が増額になると見込んでおります。4款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る医療費等の支出により交付されるものですが、退職年金の支給開始年齢が引き上げられたことなどに伴い、退職被保険者数の減少したことが要因で、前年度比16.8%減で計上いたしております。5款前期高齢者交付金は、25年度精算額を含め、前年度比2%減で計上いたしております。6款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金2,083万8,000円と特定健康診査等負担金665万5,000円の合計額で、同額を国庫負担金にも計上いたしております。2項県補助金は、医療費や特別調整交付金などの見込みにより算定したもので、前年度比13.7%減で計上いたしております。7款共同事業交付金は、前年比121.4%増を計上いたしております。大幅な増となっております理由といたしましては、保険財政共同安定化事業の対象医療費がこれまで30万円以上80万円以下で

あったものが、平成27年度から、1円以上80万円以下となり、交付金の対象となる医療費が大幅にふえるためです。これにより、80万円を超える医療費が対象となっている高額医療費共同事業とあわせて、全ての医療費を県内の市町国保間でお互いに支え合う仕組みとなります。これは、平成30年度からの国保の県単一化へ向けての一つの大きな変更点となります。9款繰入金、1項他会計繰入金は一般会計繰入金で、前年度比15%増を計上いたしております。これは、平成26年度から低所得者への軽減対象が拡充されたことに伴い、保険基盤安定負担金が増額となったことが主な要因でございます。10款繰越金、11款雑入については、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。4ページをお開き下さい。1款総務費は、3.6%の増となっております。主なものとして、新たに収納推進専門員1名を雇用し、収納率の向上に努めていきたいと考えております。2款保険給付費は、前年度比0.8%の増となっております。その内容といたしましては、一般被保険者の給付費は増加を見込んでおりますが、退職被保険者等につきましては、被保険者数の減少により、減額計上いたしております。3款後期高齢者支援金は、前年度比1.5%の減で、平成27年度概算分と平成25年度精算分を計上しております。4款前期高齢者納付金は、前年度比27.8%の減で、平成27年度概算額及び平成25年度分の精算額により計上しております。6款介護納付金は、前年度比12%の減でございます。これは、介護報酬の見直しが行われることにより、介護給付費等の見込み額が減少することと、2号被保険者数の減少が主な要因です。7款共同事業拠出金は、前年度比121.4%の増で、この増額については、歳入で御説明いたしましたように、対象となる医療費規模が拡大したため、拠出金の額も大幅に増額となっております。

5ページをお開き下さい。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、前年度比11.3%の増となっております。平成27年度の健診受診率と保健指導実施率をそれぞれ50%として計上しております。2項保健事業費は、保健衛生普及費287万9,000円と疾病予防費1,132万2,000円を計上いたしておりますが、前年度比2.1%の減となっております。新たな事業といたしまして、血液検査による胃がんリスク検診の予算を計上しております。対象者については、特定健診の対象者で年度内に40歳になる方から5歳刻みでの実施を予定しております。10款公債費につきましては、一時借入金の利子として前年度と同額を計上しております。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、還付加算金について増額計上をいたしております。12款予備費につきましては、前年度と同額を計上しております。

なお、説明資料といたしまして、平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第27号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて、予算書の1ページをお開きください。第1条において、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,373万8,000円といたしております。この予算規模は、前年度に比べて763万4,000円の1.8%増となっております。

それでは、歳入歳出の主なものについて御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料は、3億5,034万2,000円を計上いたしております。前年度に比べて1.3%の増となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款繰入金8,263万9,000円は一般会計からの繰入金で、事務費繰入金として1,882万4,000円、保険基盤安定繰入金6,381万5,000円を計上いたしております。4款繰越金は、存目計上でございます。5款諸収入は、償還金及び還付加算金の他は存目計上でございます。

次に歳出について、御説明いたします。予算書の3ページをお開き下さい。1款総務費、1項総務管理費400万8,000円は、一般事務に係る経費を計上しております。2項徴収費229万7,000円は徴収に係る経費を計上しております。平成27年度から、保険料のコンビニ収納を予定しており、その手数料を計上しております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金4億2,573万4,000円は、広域連合への保険料等の納付金でございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は69万8,000円、2項繰出金は、存目計上でございます。4款予備費は、100万円を計上いたしております。

以上が平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、議案第28号、平成27年度長与町介護保険特別会計予算について、予算書の1ページをお開きください。第1条第1項において、平成27年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ27億5,515万7,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,166万2,000円といたしております。この予算規模は、前年度に比べて、保険事業勘定が4,988万5,000円の1.8%増、介護サービス事業勘定が247万8,000円の12.9%増となっております。

それでは、歳入歳出の主なものについて、御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございます。1款保険料は、第1号被保険者の保険料を6億4,017万8,000円計上いたしております。2款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金は介護給付費負担金4億9,793万7,000円を、2項国庫補助金は調整交付金、地域支援事業交付金を8,900万8,000円計上しております。4款支払い基金交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金を7億4,601万5,000円計上いたしております。5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費

負担金を3億6,114万7,000円、2項県補助金は、地域支援事業交付金を736万5,000円計上しております。6款財産収入は、存目計上でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及びその他会計繰入金のほか、平成27年度より創設されました低所得者に対する保険料軽減措置分の公費負担分の繰入金として、低所得者保険料軽減繰入金など、合計3億9,899万8,000円を計上いたしております。8款繰越金は、1,445万円を計上いたしております。9款諸収入は、全て存目計上でございます。

3ページをお開きください。次に、歳出について御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費は、1,434万1,000円を計上いたしております。2項徴収費は、介護保険料徴収嘱託員報酬のほか、平成27年度から保険料のコンビニ収納を予定しており、その手数料を含め497万2,000円を計上しております。3項介護認定審査会費は、認定審査会、認定調査に係る経費を3,484万8,000円計上いたしております。4項趣旨普及率は、147万8,000円計上いたしております。5項介護保険運営協議会費は、36万2,000円計上いたしております。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要支援及び要介護の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費で、前年度と比べて2.1%増の26億4,334万4,000円計上いたしております。3款地域支援事業費は、1項介護予防事業費として、2次予防事業費、1次予防事業費合わせて2,100万円を計上いたしております。2項包括的支援事業・任意事業費は、2,400万円を計上いたしております。4款基金積立金は、存目計上でございます。5款交際費は50万円計上いたしております。6款諸支出金は、保険料還付金等で31万1,000円計上いたしております。7款予備費は、1,000万円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。4ページをお開きください。歳入でございます。1款サービス収入、1項介護予防給付費収入は、地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケアプラン作成の収入として2,166万円計上いたしております。2款繰越金及び3款諸収入については、存目計上でございます。

次に、歳出でございます。5ページをお開きください。1款事業費、1項指定介護予防支援事業費は、ケアマネジャーの報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など、2,166万2,000円計上いたしております。

以上が平成27年度長与町介護保険特別会計予算の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成27年度長与町介護保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第29号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算について、予算書の1ページをお開き願います。平成27年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,871万9,000円で事業の推進を図りたいと考えております。

歳入歳出の主なものについて、御説明をいたします。2ページをお開きください。歳入の1款国庫支出金、1項国庫補助金として、高田南土地地区画整理事業費補助金3億2,150万円を計上いたしております。2款県支出金、1項県補助金ですが、高田南土地地区画整理補助金として、6,500万円を計上いたしております。3款繰入金、1項一般会計繰入金は、6億21万5,000円を計上いたしております。4款繰越金、1項繰越金は、200万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。3ページをお開き願います。1款土木費、1項都市計画費は、8億9,005万7,000円を計上いたしております。事業内容としましては、主に南東部補強土壁工事、区画道路整備工事及び造成工事、建物移転補償等を予定いたしております。2款公債費、1項公債費につきましては、起債償還金9,666万2,000円を計上いたしております。3款予備費、1項予備費は、200万円を計上いたしております。

以上が平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算の主な内容でございます。

なお、議案の後に、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算に関する説明書を添付しております。

次に、議案第30号、平成27年度長与町水道事業会計予算について、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、平成27年度末給水戸数を1万5,568戸、年間総給水量を351万3,183立方メートル、1日平均給水量を9,599立方メートルと見込んでおります。第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益7億6,852万2,000円を見込んでおります。この主なものは、水道料金の6億6,355万8,000円でございます。

支出では、第1款水道事業費用7億2,302万1,000円を予定いたしております。この主なものは、水道施設等の維持管理費6億6,548万2,000円及び企業債の支払い利息など、4,267万9,000円でございます。第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入9,160万円を見込んでおります。これは、榎の鼻土地地区画整理事業に係る水源負担金、高田南配水管布設工事に係る工事負担金及び分岐工事負担金でございます。支出では、第1款資本的支出3億7,989万5,000円を予定いたしております。この主なものは、道ノ尾配水池築造工事及び三根・本川内地区導配水管布設がえ工事などの建設改良費2億1,808万9,000円及び企業債償還金1億5,980万6,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,829万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額832万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金8,185万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3,830万2,000円、減債積立金1億5,980万6,000円で補填する予定でございます。

2ページをお開き願います。第5条債務負担行為では、水道料金・下水道

使用料システムリース料（追加分）以下3件について、期間及び限度額を定めております。次に、第6条の一時借入金の限度額は、3億円といたしております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失との間といたしております。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億3,252万円及び交際費10万円といたしております。第9条の棚卸資産購入限度額は、1,025万1,000円を予定いたしております。

以上が平成27年度長与町水道事業会計予算の主な内容でございます。

なお、議案の後に、平成27年度長与町水道事業会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照ください。

次に、議案第31号、平成27年度下水道事業会計予算について、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、年度末排水戸数を1万5,496戸、年間総排水量を445万3,050立方メートル、一日平均排水量を1万2,200立方メートルと見込んでおります。また、建設改良事業として、1億6,517万8,000円のうち、国庫補助対象事業を6,800万円行う予定としています。第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益10億5,052万円と見込んでおります。この主なものとしまして、営業収益の6億3,665万4,000円、主に下水道使用料6億3,324万円でございます。営業外収益では、4億1,386万5,000円、主なものでは、一般会計補助金1億7,800万円及び長期前受け金戻し入れ2億2,318万5,000円でございます。

支出では、第1款下水道事業費9億7,014万8,000円を予定しております。主なものとしましては、営業費用の80億5,829万4,000円でございます。主な内訳としまして、下水道施設の維持管理費等に要する費用として、管渠費、処理場費、また、減価償却費として4億4,764万4,000円などを計上しております。営業外費用では、1億335万4,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に関する費用となっております。そのほか、特別損失、予備費を計上しております。第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入1億6,371万4,000円を見込んでおります。内訳としましては、建設改良費への充当分として、企業債1億1,590万円、国庫補助金3,400万円、また、受益者負担金の1,381万4,000円を見込んでおります。

支出では、第1款資本的支出4億1,467万5,000円を予定いたしております。内訳といたしまして、建設改良費1億6,790万7,000円、企業債償還金2億4,756万8,000円、そのほか、予備費の100万円でございます。主な建設改良事業といたしまして、長与浄化センター及び汚水管渠等の下水処理施設に係る長寿命化計画の策定並びに管渠の改築、更新事業を行う予定といたしております。以上により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,096万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額519万3,000円及び減債積立金2億4,576万8,000円で補填する予定といたしております。

第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して、平成28年度から平成32年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。

上記事業に伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額とし、債務の負担を行う予定としております。そのほか、2件の債務負担を行う予定としております。

2ページをお開き願います。第6条企業債の発行については、建設改良費に伴う企業債として1億1,590万円を証書発行により、年利率5%以内で借入れを行う予定といたしました。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用間において予算の流用を可能とすることを願います。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,980万8,000円及び交際費10万円を予定しています。第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金として1億7,800万円の収入を予定いたしました。これは企業債利息等の支出財源とする予定としています。

なお、議案の後に、長与町下水道事業会計予算に関する説明書を添付をしております。

次に、議案第32号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

現在、長与町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております尾上賢二氏の2期目の任期が、平成27年3月9日をもって任期満了となりますので、再度選任をお願いいたしたく地方税法第423条の規定により、御提案を申し上げる次第でございます。

尾上氏は、吉無田郷青葉台に居住され、長崎商工会議所税務相談所に勤務後、現在、税理士として長与町内で事務所を開設しておられます。町内の状況もよく把握されておられますし、固定資産評価審査委員として適任であると確信をいたしておりますので、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第33号、人権擁護委員の推薦について。

平成21年7月1日から現在に至るまでの2期、人権擁護委員として御尽力を賜りました田中嘉昭氏の任期が、本年の6月末日をもって満了となります。そこで、人権擁護委員として再度、田中氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

田中氏は、平成15年3月に長崎県庁を退職され、これまでに町の各種委員を歴任するなど、本町の行政運営に尽力されてきた方でございます。人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信しておりますので、御審議の上、御意見を賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

日程第37、長与町議会改革推進調査特別委員会報告を議題とします。

本件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

長与町議会改革推進調査特別委員会委員長。

議会改革等  
調査特別委員長

(喜々津英世議員)

議長から許可をいただきましたので、長与町議会改革推進調査特別委員会の調査結果について委員長報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この特別委員会の報告に当たり、前提となります長与町議会改革調査特別委員会にも若干触れさせていただきたいと思っております。皆さん、お手元の資料の一番末尾、16ページをお開きいただきたいと思っております。

別紙6として、これまでの議会改革参考としてまとめておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

議会改革調査特別委員会につきましては、議長諮問で議会運営委員会に提案をされ、平成23年9月の第3回定例会で全会一致で設置を決めました。議会基本条例、議員定数、会派制、議員政治倫理条例などについて調査研究を行いました。この検討の過程で議会運営委員会に引き継ぎ、成立、決定した事項も多くありました。なお、議会議員定数条例は、議員発議で成立したものではありませんけれども、この特別委員会で多くの時間をかけて検討をしたものでもあり、参考までに掲載をいたしております。議会改革の成果につきましては、それぞれ委員会ごとにまとめておりますので、御参照いただきたいと思っております。

この特別委員会設置の最大の目的は、議会基本条例策定のための調査研究であります。しかし、議員定数問題を優先して協議を行ったため、特別委員会設置から約2年後の平成25年9月定例会で、前文及び9章21条から成る長与町議会基本条例を制定をいたしております。議会基本条例の前文で、長与町議会は議会改革をさらに進めるため、議会の役割と責任及び議会と議員の活動理念を明確にし、さらに、町民とともにを基軸とした議会基本条例を定めることで、町政及び議会は町民のものであることを明らかにし、町民の幸せと町政の発展に貢献しなければならない。同時に、町民に信頼される議会づくりには、この条例を遵守し、実践することが必要不可欠であるというふううたっております。ここら辺が前提になりまして、議会改革推進調査特別委員会が設置をされたわけであります。

本題に入ります。1ページをごらんいただきたいと思っております。時計文字の大きな1では、特別委員会の基本的事項として4項目を記載しております。設置の経緯につきましては、議会基本条例に基づく議会改革をさらに進め、前文に集約された事柄、条例に定める事項の具現化に向けて所用の整備を行うもので、議長の強いリーダーシップのもと、議会運営委員会を経て、平成25年12月16日の本会議で、議員提案の発議第6号として全会一致で可

決し、設置をいたしました。調査の目的につきましては、長与町議会基本条例に関する議会改革推進についてということと、その他、議会改革推進に関すること、大きくこの2項目でありました。委員定数につきましては、議長を除く全議員18人といたしました。調査期間については、調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができると思っております。

次の大きな2では、委員会構成について記載をいたしております。25年12月25日の第1回特別委員会で、具体的作業チームとして議会改革起案小委員会の設置を決めました。委員等の名称等につきましては、15ページの別紙5を参照いただきたいと思います。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。次の3では、調査項目として、3項目に分けて記載をしています。1の項目の①として、広報広聴機能の充実については、議会広報広聴委員会設置等住民懇談会の開催要綱を検討いたしました。長与町議会が目指す議会像、町民とともに歩む議会の実現のためには、広報広聴機能の充実は必要不可欠であるとの認識で取り組みましたが、最終的には、議会運営委員会に引き継ぎ、議会広報調査特別委員会が設置されました。住民懇談会実施要綱も制定をいたしております。なお、4月の改選から広報広聴機能の充実のため、広報と広聴の2つの特別委員会を合わせた議会広報広聴常任委員会となり、町民に開かれた議会を目指す重要な役割を担うこととなります。

②の議案書等の公開については、一般質問通告書の公開、議案書、説明資料を含むの公開を検討いたしました。本会議での審議及び委員会審査においては、町民にわかりやすい議論を行うために必要と判断し、一般職も通告書につきましては、配布及びホームページでの公開、議案書につきましては、閲覧による公開を決定いたしました。

また、提出議案等調書、いわゆる概要書でありますけれども、これはホームページでも公開をいたしております。なお、今後議案書等のホームページでの公開につきましては、執行部側と引き続き協議をする必要があると思っております。

③の正副議長立候補者の所信表明については、改選からの実施に向けて要領を検討いたしました。議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、制度的に立候補制がとれません。しかし、その職を志願する者が、議会の運営及び議会改革などに係る所信を表明することは、正副議長選出過程の透明性の確保、町民への説明責任を果たすことにもなり、初議会において、所信表明の場を設けることといたしました。

④の政策討論会については、議会報告会や住民懇談会での意見、要望等に対処し、製作、立案、提言に資するために開催できるよう検討し、制定をいたします。

⑤の自由討議につきましては、議会基本条例では、議案の審査、審議を行う場合、議員間で自由討議が実施できることを定めております。26年第4回定例議会から会期日程が変更になり、初日に議案上程があることから、実施しやすい環境になりました。まだ実施がされておられませんけれども、この

実現に向けて所用の整備が必要で、今後の検討に委ねることといたしております。

6の会議規則委員会条例、傍聴規則議会運営に関する先例集との整合性については、議会基本条例に基づく議会改革の具現化を図る上で、会議規則等との整合性を図る必要があることから検討いたしました。①と同様に、最終的には議会運営委員会に引き継ぎ、所用の改定を行っております。

2の調査研究につきましては、小委員会を15回、特別委員会を9回開催し、27年2月4日の特別委員会で調査を終了いたしました。詳細は、4ページから6ページの別紙1でまとめておりますので、御参照ください。

3の制定した要綱につきましては、相当な日数、時間をかけて広範囲な検討を行いました。先ほど申し上げましたとおり、議会運営委員会へ引き継ぎなどにより、次の3件の要綱等の策定となりました。

1の長与町議会における議案書等の公開に関する要綱、これは先ほど説明しましたので、これは7ページから8ページに別紙2としてまとめております。御参照ください。

それから、2番目の正副議長志願者の所信表明実施要領、これは27年4月30日から施行するようしておりますけれども、これにつきましては、9から10ページに別紙3としてまとめております。また、長与町議会政策討論会に関する要綱、これは27年2月6日施行となっております。これにつきましては、11ページから12ページに載せております。また、この政策討論会に関する開設を13から14ページに別紙4としてまとめておりますので、御参照いただきたいと思います。詳細については、先ほど申し上げましたので説明を省略させていただきます。

終わりにということで、議会は議会基本条例の制定を初め、さまざまな議会改革を行ってまいりました。一般質問通告書、議案書等の公開、議会ホームページやフェイスブックでの情報発信、議会放映、議会だよりでの議会情報の公開など、他の議会に負けない情報を提供していると考えます。しかし、議会に対する町民の関心度、期待度は向上したのか疑問符がつきます。議会報告会を開催しても参加者が少ない、議会の傍聴もまばらであるというのが実態であると思います。今後、議会に対し関心を持ってもらう仕掛けが課題であると考えます。町民による選挙で選ばれた議員は議会を構成し、同じく選挙で選ばれた町長は執行機関としての役割を担う二元代表制のもと、ともに町政発展と町民福祉の向上に大きな責任を負っています。議員には、多様な民意の的確な把握と議決機関、監視機関の一員として、町民の負託に応える活動が求められています。議会が改革を続けるならば、政策立案や政策提言、監視機能を通じて、町政の発展と町民福祉の向上につながると確信いたしております。傍聴などが少なくても、町民は議会を見ています。町民とともに歩む議会の実現を目指し、議会基本条例を遵守し、議会改革の歩みを進めなければならないと考えております。

最後に、本特別委員会の調査に御尽力いただきました関係各位、お礼を申し上げます。

議 長

以上をもちまして、長与町議会改革推進調査特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。どうも長い間、ありがとうございました。

(山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 12時02分)